

事務事業マネジメントシート(令和 2年度実績と令和 3年度計画)

令和 3年12月10日更新

事務事業名	地域生活支援事業	<input type="checkbox"/> マニフェスト関連 <input type="checkbox"/> 全庁横断課題関連 <input type="checkbox"/> 集中改革プラン関連			
総合計画	政策 2 福祉の健康	所属部	健康福祉部	課長名	後藤 章博
計画	施策 8 障がい者(児)の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	村中 美穂
体系	施策の柱 29 障がい者(児)への総合的な支援及び福祉サービスの充実	所属班	障がい福祉班	(内線)	1157
予算科目	会計 一般 3 1 3 10510 根拠 法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		地域生活	
終了、開始年度	<input type="checkbox"/> 2年度で終了 <input type="checkbox"/> 2年度から開始	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 18 年度)	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (年度)	

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、市町村が実施する事業であり、本市は、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、福祉ホーム運営費助成事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業、障害者虐待対策支援事業を実施した。
【業務の流れ】	【相談支援事業】障がい者、児、その保護者または介護者等からの相談に要約相談事業所が対応する。【成年後見制度利用支援事業】市長申立による成年後見制度の利用に要する費用のうち、登記手数料、鑑定費用等及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。【意思疎通支援事業】聴覚、言語機能、音声機能等の障がい者等に手話通訳、要約筆記等の派遣を行う。手話通訳者を市役所に月 2回配置し、手話通訳者が必要方に対して窓口での支援をしている。【日常生活用具給付】申請受付、給付要件の確認を行い、日常生活用具給付調査書を作成し、給付の要否を決定する。日常生活用具給付決定・却下通知書により申請者に通知し、同時に給付券を交付する。【手話奉仕員養成研修事業】聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の生活活動などの支援等として期待される日常生活技能の手話表現等を習得した手話奉仕員を養成研修する。【移動支援事業】申請受付、審査後支給決定する。利用者が交通費を事業所に提示しサービス依頼し、利用する。【福祉ホーム運営費助成事業】福祉ホーム設置予定事業者からの事業計画承認申請、事業者への補助金交付決定、事業者からの事業実績報告、事業者への事業補助金決定。【訪問入浴サービス事業】利用申請受付内容審査、派遣の要否を決定し申請者に通知、利用者名簿に登録・訪問入浴の利用(原則1割を自己負担)サービス提供事業所に委託料の支払。【日中一時支援事業】申請受付、審査後支給決定する。利用者が決定通知を事業所に提示し、サービス依頼し利用する。【地域活動支援センター事業】障がい者、児の創作活動及び生活活動の増進の促進、社会との交流促進の推進を有償無償等により提供。事業実施に伴う経費徴収、委託契約事務、事業費支払事務、市町負担金支払及び請求事務。【障害者虐待対策支援事業】障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応など適切支援を行うための事業で、一時保護のための居室確保のため使用料を計上している。
【主な予算費目】	報償費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金、扶助費
【意見や要望】	特になし

1 現状把握の部 (DO, PLAN)

1 現状把握の部 (DO, PLAN)	新規・拡充区分:
(1) 事務事業の目的と指標	3年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)
① 手段(主な活動) 2年度実績(2年度に行った主な活動)(DO)	日常生活用具給付事業をはじめ、意思疎通支援、移動支援、相談支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴サービス、障害者自動車運転免許取得・改造助成、福祉ホーム運営費助成を支給希望者に対し、申請受付後審査・決定を行い支給した。
日常生活用具給付事業をはじめ、意思疎通支援、移動支援、相談支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴サービス、障害者自動車運転免許取得・改造助成、福祉ホーム運営費助成を支給希望者に対し、申請受付後審査・決定を行い支給した。	日常生活用具給付事業をはじめ、意思疎通支援、移動支援、相談支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴サービス、障害者自動車運転免許取得・改造助成、福祉ホーム運営費助成を支給希望者に対し、申請受付後審査・決定を行い支給した。
① 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	予算の主な増減の理由
ア: 利用者数	コロナ禍により日中一時支援の利用者数の減少したため、扶助費の減
② 対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	② 対象指標(対象の大きさを表す指標)
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	ア: 志合市内の障がい者
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	③ 成果指標(意図の達成度を表す指標)
地域生活支援事業を受けることにより障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになる。	ア: 各事業利用件数
*③成果指標設定の理由と 3年度目標値設定の根拠	
地域生活支援事業を受けることにより障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活又は社会生活ができているかを地域生活支援事業の助成及び利用者数の推移で把握する。	
総トータルコスト 全体計画 ～ 年度 0	

(2) 各指標・総事業費の推移		単位	30年度実績(決算)	31年度実績(決算)	2年度目標(当初予算)	2年度実績(決算)	3年度目標(当初予算)	4年度予定	5年度見込	6年度見込		
① 活動指標	ア人	人	1,276	1,191	1,000	1,194	1,000	1,000	1,000	1,000		
② 対象指標	ア人	人	3,384	3,447	3,340	3,437	3,400	3,400	3,400	3,400		
③ 成果指標	ア件	件	10,906	8,603	10,000	9,476	9,000	9,000	8,000	8,000		
投資入費量	財源内訳	国庫支出金	千円	12,139	11,464	10,423	11,830	9,770	9,749	9,749	9,749	
		都道府県支出金	千円	5,965	6,171	5,302	6,371	5,340	4,873	4,873	4,873	
		地方債	千円									
		その他	千円	1,277	1,204	1,301	1,171	1,210	1,270	1,270	1,270	
		繰入金	千円									
	人件費	一般財源	千円	30,209	28,749	37,452	25,950	35,476	35,731	35,731	35,731	
		(A) 事業費計	千円	49,590	47,588	54,478	45,322	51,796	51,623	51,623	51,623	
		(A)のうち指定経費	千円	26,034	24,390	28,486	22,685	26,271	26,959	26,959	26,959	
		(A)のうち時間外、特勤	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	
		正規職員従事人数	人	6	4	6	4	6	6	6	6	
延べ業務時間	時間	1,900	1,500	1,415	1,500	1,415	1,415	1,415	1,415			
(B) 人件費計	千円	7,489	5,944	5,637	5,914	5,637	5,637	5,637	5,637			
トータルコスト(A)+(B)	千円	57,079	53,532	60,115	51,236	57,433	57,260	57,260	57,260			

事務事業名	地域生活支援事業	所属部	健康福祉部	所属課	福祉課
-------	----------	-----	-------	-----	-----

2 評価の部 (CHECK)

*原則は2年度の事後評価、ただし複数年度事業は2年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	① 2年度目標達成度評価	<input type="checkbox"/> 達成した <input checked="" type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒【原因】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため地域活動支援センター、相談支援件数の減となったこと、手話通訳等の件数減により目標値には達しなかった。
	② 3年度目標達成見込み	<input type="checkbox"/> 目標達成見込みあり⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 目標達成は厳しい⇒【理由と対策】 活動自粛が続けば、目標達成することは難しいが、障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために日常生活に必要な用具や支援を給付する事業であり適切な支給に努める。
有効性評価	③ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 障害者総合支援法により対象者が限定されているため。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	<input type="checkbox"/> 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由】 障害者総合支援法に基づき、市町村事業である地域生活支援事業として実施しているため。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 障害者総合支援法に基づき実施しているため。
	⑥ 人件費 (延べ業務時間) の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 最低限の人員で対応しているため。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 障害者総合支援法に基づき実施しているため。
役割分担評価	⑧ 行政の役割分担の適正化	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒【理由】 障害者総合支援法に基づき実施しており、適正である。

3 評価結果の総括 (CHECK)

障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努めた。

4 今後の方向性 (事務事業担当課案) (ACTION)

(1) 今後の事業の方向性 (改革改善案)・・・複数選択可 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的再設定 <input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 (有効性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 (効率性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 (公平性改善) <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 (従来通りで特に改革改善をしない)	(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		○																			
	低下																					
(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題 (壁) とその解決策																						